○国土交通省告示第九百七号

成田国際空港の施設について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年九月十八日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　設置者の氏名及び住所　成田国際空港株式会社　千葉県成田市古込字古込一番地一

二　空港の名称及び位置　成田国際空港　千葉県成田市

三　変更した事項（変更前の事項については、平成二十五年国土交通省告示第千七十号を参照。）

イ　誘導路

延長　三万千六百七十三メートル

ロ　エプロン

面積　二百四十万九千八百十二平方メートル

四　変更した事項に係る施設の供用開始期日　平成二十六年九月十八日

○国土交通省告示第九百八号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示（昭和五十二年運輸省告示第六百七号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年九月十八日

国土交通大臣　太田　昭宏

第一項の表昇竜ＶＯＲの項を削り、同表永良部ＶＯＲの項中「平成26年６月26日から平成26年９月17日まで供用休止」を「平成26年９月18日から供用再開」に改め、同表南大東ＶＯＲの項中「平成26年５月29日から平成26年９月17日まで供用休止」を「平成26年９月18日から供用再開」に改め、同表権蔵ＶＯＲの項を削る。

第二項の表永良部タカンの項中「平成26年６月26日から平成26年９月17日まで供用休止」を「平成26年９月18日から供用再開」に改める。

第三項の表宮古ＩＬＳの項中「222°」を「223°」に改める。

第四項の表昇竜ＤＭＥの項を削り、同表南大東ＤＭＥの項中「平成26年５月29日から平成26年９月17日まで供用休止」を「平成26年９月18日から供用再開」に改め、同表権蔵ＤＭＥの項を削る。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第三項の表宮古ＩＬＳの項の改正規定は、平成二十六年十月十六日から施行する。

○国土交通省告示第九百九号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十八条第一項の規定により特別評価方法認定をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年九月十八日

国土交通大臣　太田　昭宏

特別評価方法認定をした方法の名称等は、次の表のとおりとする。

認定番号	特別評価方法認定をした方法の名称	性能表示事項	特別評価方法認定の申請者	申請者の住所	認定年月日
1238	時刻歴応答解析方法を用いて検証する「目黒駅前地区第一種市街地再開発事業Ａ敷地」の構造方法	１－４　耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	目黒駅前地区市街地再開発組合	東京都品川区上大崎二丁目15番19号	平成26年９月４日
1239	時刻歴応答解析方法を用いて検証する「目黒駅前地区第一種市街地再開発事業Ｂ敷地」の構造方法	１－４　耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	目黒駅前地区市街地再開発組合	東京都品川区上大崎二丁目15番19号	平成26年９月４日

○海上保安庁告示第百七号

航路標識の廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十六年九月十八日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

名称	位置	所在地	北緯	東経	変更した事項	変更年月日	記事	
瀬元鼻灯台	三重県尾鷲市（桃頭島灯台の西北西方約五八〇メートル）	三四－〇三－四一	一三六－一五－一九	単明暗白光　明三秒暗一秒	平成二十六年七月二十二日	一時変更		
二神島灯台	長崎県平戸市（二神島）	三三－三六－一七	一二九－三三－一〇	群閃白光　毎七秒に二閃光	実効光度三五〇カンデラ	七・〇海里	平成二十六年七月二十二日	一時変更
上関港Ａ防波堤灯台	山口県上関港（Ａ防波堤外端）	三三－四九－五五	一三二－〇六－四四	閃光実効光度七八カンデラ　不動光七カンデラ	閃光五・〇海里　不動光二・〇海里	地上から構造物の頂部まで八・四メートル　平均水面上から灯火まで一一メートル	平成二十六年七月二十三日	
伊奈港西防波堤灯台	長崎県対馬市（伊奈港西防波堤外端）	三四－三三－二八	一二九－一八－四九	閃光実効光度七八カンデラ　不動光七カンデラ	閃光五・〇海里　不動光二・〇海里	地上から構造物の頂部まで九・四メートル　平均水面上から灯火まで一二メートル	平成二十六年七月二十五日	

○海上保安庁告示第百八号

航路標識の名称その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十六年九月十八日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

名称	位置	所在地	北緯	東経	変更した事項	変更年月日	記事							
布津港湯田地区沖防波堤灯台	長崎県南島原市（布津港湯田地区沖防波堤外端）	三二－四一－一七	一三〇－二一－三五	地上から構造物の頂部まで八・三メートル　平均水面上から灯火まで一四メートル	平成二十六年七月八日	宮古港高浜防波堤灯台	岩手県宮古市（宮古港高浜防波堤外端）	三九－三六－〇四	一四一－五七－一五	実効光度七八カンデラ	五・〇海里	地上から構造物の頂部まで四・七メートル　平均水面上から灯火まで七・三メートル	平成二十六年七月十四日	

○海上保安庁告示第百九号

航路標識の廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十六年九月十八日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

名称	位置	所在地	北緯	東経	変更した事項	変更年月日	記事																																																				
唐津港西港第六号灯浮標	佐賀県唐津港（唐津港大島灯台の西南西方約九三〇メートル）	三三－二八－五一	一二九－五七－一一	廃止年月日　平成二十六年七月十五日																																																							
布津港湯田Ａ防砂堤灯台	長崎県南島原市（布津港湯田Ａ防砂堤外端）	三二－四一－二〇	一三〇－二一－三六	変更した事項	名称	位置	所在地	北緯	東経	変更した事項	光度	光達距離	高さ	変更年月日	平成二十六年七月八日	名称	位置	所在地	北緯	東経	変更した事項	光度	光達距離	高さ	変更年月日	平成二十六年七月十日	名称	位置	所在地	北緯	東経	変更した事項	光度	光達距離	高さ	変更年月日	平成二十六年七月二十日	名称	位置	所在地	北緯	東経	変更した事項	光度	光達距離	高さ	変更年月日	平成二十六年七月二十三日	名称	位置	所在地	北緯	東経	変更した事項	光度	光達距離	高さ	変更年月日	平成二十六年七月二十五日